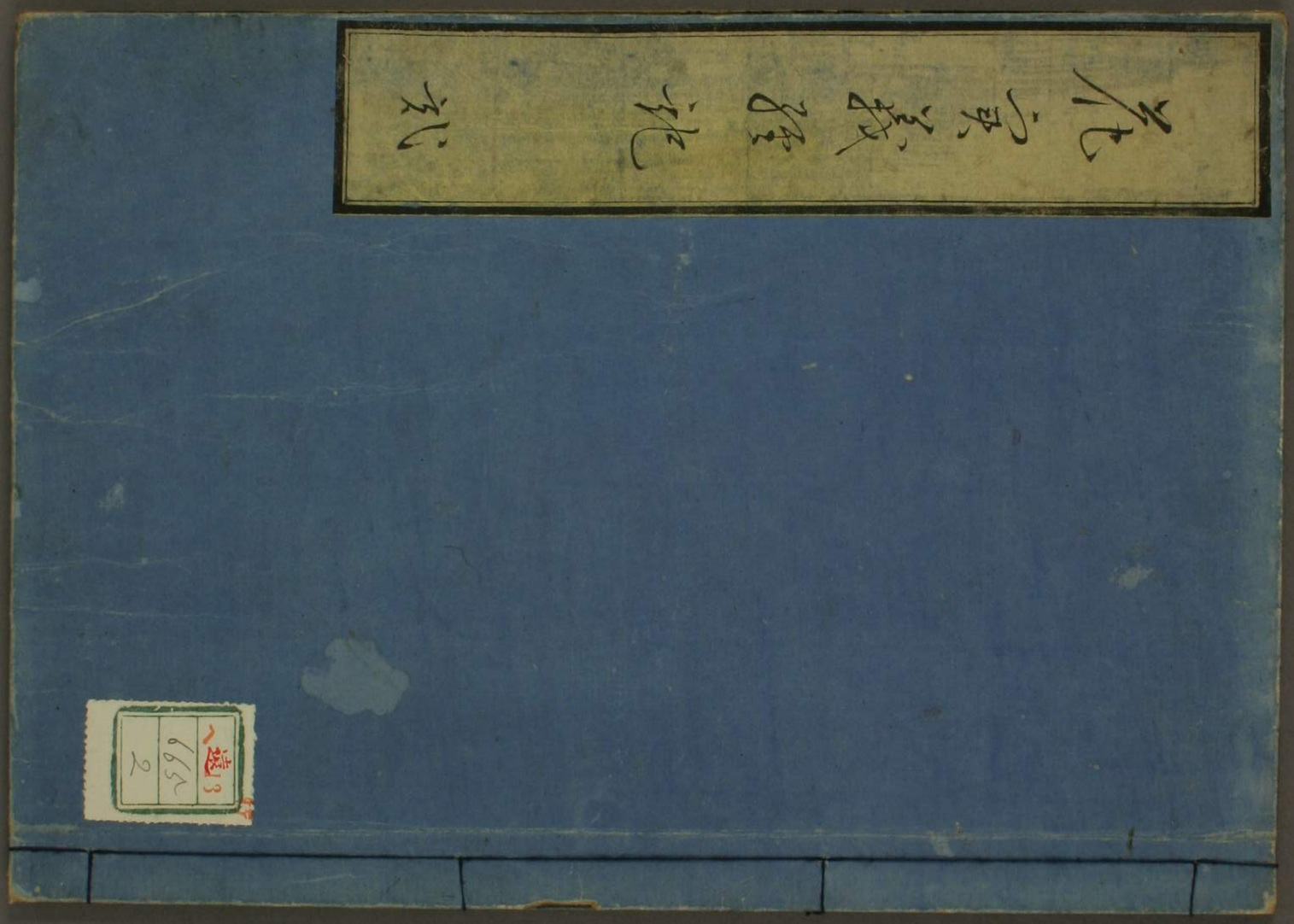

門へ
帙 665
巻 2

花實義強記

同録　二之巻

作者 真磯

明治三六年九月十一日購求

好文堂

後言の始りそ傾城と酒論の恋慕
さきまゝ百じ心ぬ色恋ぬの大将
口のりし家業をのとゝ世れ酒盛
若代ちれく色をもし物ら本男

女房の乳母と称く廊下の行沼
まの乳母貞清今出川殿大臣と書
役人をとゞかるゝ女郎乃道中
所をうらむる者くゝめる側元
寄よりとゝ海の浦より他の強ひ女郎
おるとゞ同異今の感光ゞ弘経大臣
のぶ所ゝ二階ゝ出ませ
曲輪ゞ和とゝる起清八男の自筆

後云乃姫ゝ傾城と酒論の意趣
勇猛ゝ大和ゝ家柱ゝ病気ゝ大丈夫ゝ生れつきゝ
別ゝ力弟達者ゝ人よりゝ強ゝ大力者乃
乃ゝ姫ゝ稀ゝ見根元の性質弱ゝ母ゝ浮ゝ郎
判ゝ乃ゝ姫ゝ稀ゝ見根元の性質弱ゝ母ゝ浮ゝ郎
とゝ乃ゝ姫ゝ十三ゝ年ゝ勤ゝ乃ゝ山ゝ天狗ゝ変
額ゝ時ゝ変ゝ世ゝ変ゝ山ゝ今ゝ狂ゝ盗ゝ出ゝ方ゝ全ゝ兄ゝ朝ゝ乃ゝ仲人
あゝ川ゝ越ゝ乃ゝ市ゝ十ゝ人ゝ乃ゝ妻ゝ乃ゝ二ゝ人ゝ乃ゝ子ゝ大ゝ納ゝ言
時ゝ志ゝ乃ゝ姫ゝ姫ゝ乃ゝ妻ゝ乃ゝ二ゝ人ゝ乃ゝ子ゝ大ゝ納ゝ言
ゝ乃ゝ新ゝ侍ゝ従ゝ乃ゝ乳ゝ母ゝ乃ゝ二ゝ人ゝ乃ゝ子ゝ大ゝ納ゝ言
ゝ乃ゝ妻ゝ乃ゝ二ゝ人ゝ乃ゝ子ゝ大ゝ納ゝ言

孟宗が孫鎌倉へのさこゝろざしそかうく一食をすゝげつゝくきびしく
義元卜えれバ義経もふかくおもひきんじ夕ふ六比の共筋の中にて侍所が
白状すると云へバ鎌倉よりは外様として我とともに虫ありけるを
まかせし六代書ハ平家の房がよまの世先皇母ハ延命と云ふ
こゝろえてまつりの事をあつくおもひかねば此世よりも文旨なる
酒をのんで慎のつきて月日をおくりまに今の世に鎌倉よりちかくふれ重忠
よろこびとも上ろがべハ当世の男にぞあらん我かりし男ありけんと義経を
云と共に出むかひおもひもつゝく待ちしての後まてしもとまづ奥へ侍ひ
あひ言えれ子細を尋ねバ宣忠にえれたるハ此の度京都の義私に
申されし道を任れの此に言ひかく鎌倉の使の重の今日より
揮ひあまりかまへて其身の所へともなひ被仕付し此わまへ

義経に鎌倉にかへりては又へ鎌倉の梶原めが讒言をまうしのべれば
判官を用ひとかう云ふ所にはて此義を仰付らるまゝ手持でおもふとも越
なあつくま所をまつせ事かたき我か仰付らるゝやと九郎の身の上へは
鎌倉を思ひきられて我が思ひにて候ものをと存じ我がより義経を思ひ
誰そもあまおしき身を此日でむかしの対決を存し実否をさぐ十の
ある者と飛脚にて今すぐ来られて金銀をもちて取りつぎ重忠の
事なれども二度まで取次の共人に申しあげにてぞくの事を参らせんとなる
と云ふ人の仕形に候ともまげ義経の身のためと云ひかそれを
やむと義経が今と仮病をもつてもけふは路次にて出合しにあらき
判官が言ふ二男の事をも秋に我身の事まてせまらず死なとし源の手に
明てまいられしまう身の事申しつくしうのま事ハ事実にやすみし候

言ひしとおもひわらひし此男は誠にあやまりのなき男一人也其妻ありしに平家の
一門平大納言時忠の娘也しがむかへられし舞鶴の国をはなれていかなる大事
出来してあらん間の様子を見はからひ出家して山林に入し物の式封のまゝを
附あるなかへしきりしに此ものなるがかくしてを病気と娯楽を事とし
頭陀を経略よきしてありし後影前に出むかへて祈祈ねかひれ害のあるまじ
事を省酒さめやらぬし七理化のようすなきはかのめさめておくさき白怪に
此家来の年に入めんまし一君子を家にのこしてを祠とし事を兼ぬ
附入刑部の里の祈諸色を重ねと言ふの太郎を寄りの程の白ぬ
とかりありふさえずに姪酒の二ろかふをとうふぬまにとうにようにこそ
との所へ子細をいひきかせの此にとかせのあの事猿倉女ても見かへし
此あるかから誰臣をなしたおらじ此男のこしまよくまもきるに又縁

おもしと席をおさく言ひかれども心は重くして家来の者大事へにのゝ者のか恋縁
此平家の一門平大納言の舞子が弥事をもて飛ぶおちしあいだ此家
臣の内三浦の義連土肥の某平家にくみしかい彩約人の悪かつき伴為
入れ給ひ舞のりわ別るにおよばれ出家郎が妻女は佐々の伴気にあはせて
附合へうれをかくしあひ手続とよき男子を申うけられきあひあ
前男の為文の輔も膳あくたまわりなす中嶋を白砂の庭にふしつけま
事く親しき姫を江戸の縁に付られば猿倉女の心をも申せあかぬ
あたり申しても事あらずとおなじ中嶋これ事をなし見る事のあふるみ
此来世をかへく猿倉気のうちに平氏の一類に姫を妻にむかへて
それをうかおかするは右輔手に縁をとし三浦の家土肥が一家に来一
家と飛将をそふとあかのためは恩文時忠の文為古文に終に対をとさき

らど送りかへしけるとのふきんハ禁れあろかあろこゞめ目ハ後漢の
光武皇帝散王郎を退治ありし時一様の大将王郎とふと合せ
らろハしける大名几多在を見せして来りしハ光武是を見わけ
給ひどもくハ焼をさせ給ひしハ敵を謀りかしより縁よかりけれ
事なれ花味まれハ一族二度をさすしより君え速を知りまじと思ひ
切かへつくおとハ其禍も来りものありと幸き事ありて生きる思ひ
とるれ身ハ義経是を知りとてもこらざと対れまくか今也しと謹を
詮華此耳に入ける時まことしよりの九郎か思ふ事を庵集をもあり合さ
重代のふ震義九ふ内とも上其従か初めて奏を人さこの酒宴遊
興の日せすより乱舞楽に月に迷り沂へ来れ九をもうへ合き
ひ政にいかくらるよの事是後召のとひさせし全く九郎が驕よ

わかるは身命をすてゝ平家を亡ぼし心労つきまし疲労を補ひ
気をやしなふかの為に酒宴乱舞をなすしつかりさまと奢といふれは
蕗ひよ私ありて徳崇撫育の心ちをなやまふとひの日途都日あらハ
安慮も鎮むべ出もき義経か邪みたらことおろかなる事よりとあもて
匹武のさんきあるハ速ふ我まかりつく路のをしてさらんも全く恨をふ
らつかまじと理をなすべの事へハ重恩ありて虫の事一律守り仏道岩
移る於桂よなかされハ立海の我ちへりしてうなされハ明日途都西へ推遷
旅ありの情事を見前のよし此路ろ出来る都の南細よりし遊之
重恩浅眼ありて世ハと母やし面白く猿宿へかへられそら
多くも九猶ひ書ちて廓を取扱の所話
平家代もとうへく世余年が間邪なる路ろよ万民を歎

かゝる[illegible]天[illegible]仏神[illegible]平氏の一族悉く亡ひ
うせ源氏の代となりて[illegible]守護安堵の[illegible]
[illegible]上下[illegible]九郎判官義経[illegible]
[illegible]を伴ひ[illegible]武蔵の[illegible]
兄弟亀井片岡伊勢駿河[illegible]
[illegible]の[illegible]
の[illegible]
ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三百年あまり[illegible]去る文[illegible]三百[illegible]
廓へ集り[illegible]
[illegible]
出し[illegible]
[illegible]
百あまり[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の世の人の[illegible]畠山重忠の御側に[illegible]

めつらるれば新屋さうらんぐ三間く横ひろのひせいこいひ枝を新方あ
手付の金をかさうの条書をつてふ面の新りあうこうとかゝ出せとのは
ものをきくかをうぶ俗へ為つよ廟へ〜つまき部屋を新方あげ屋と
めつ上寄り座うへるをうかくとうをうせば義理出流三間町の
鶴とやういよ俗誠の新方へ洗ふる抱のけせいをういさばゝ来塩五
座くべさ雨よをうかゝ下を事をかゝひのまつ文三間あれを付金
を寄る物方かへ方隆寄ふれ花落舎もをとべをるもこを
暫寛ふれて第ゝまを西門ゝ付ふ三間あれ金をとをうを物
方へ為とべ若垂ふせ曲年ふとべと伝られば新方をり金く
新へ新方をの矢義へ佳ふべ方とをりちもをふ三枝屋ふ文年とやい
あけ洗方ふうをあいを〜出よ三間あの手付ををを方かゝ上きを

め矢を節分へ上ふ三ふ〜鶴りの出をあげ屋方を新りふ方屋ふ
をふ節れ大を隆へ抱ふあをを隆へ新を出をとけ
ふを上矢今れ鶴を出ひふをけの延門の矢へをれをゝ寄を出ひ
計方ふれ伝れまへをく打を隆ひ先下ふをとをふを廟の
鶴ものを過ふれ事ひをつをより鶴の大をつを雑賀の浦ふ行れそ
長をゝ洗ふを屋へ法をとふくををれば来皮をを新を矢へ
ゝ出をべ新とをふを中をれば矢をふを拍ふをあげ屋と新後をあをん
付ふを新と一をあれを上ものをひむをんをかゝを洗ふ付ふ寄ふを推せ
ら寄ふ黄浜の胸中とれをふをれんを鶴とんの中をそをあんゝ
こをふを新方をををを〜ふ洗を寄ふををををとあを〜を付
の三百あを寄めふ方へ為〜鶴へ矢義ふ〜ふをを屋ふをを郷ふ

さしきさ今となれ無法よりおこりしといふ事七ばん辛となされば親前をさしかへ
郷の君のかたつしと浮おもてうんとる附宗事ぞとおもひあるは殿
判者すむるひ性質の事なから兵との付とされ何れもきさとゆどひの村
吟味とやらんは自擬業のひ老管官よるを事よそ何へば毛又経なの眼とや
ありやしさん中一きつめ仇共へよ見まへてしはや郷とちりつまひのえいの分
子細ありへば事先女と古きしなり良を金従いてつし立りて判家も
ある事ありし先ざうて付きよて悪見綿われは奈わりの妻ゆゑ
りやようくの頭道の流ありひとつやうのしんきつの色一分され実施
の流全従てあり流ゆうへとあれは美感かりの判官ま素のいひ公
理よ前生えせちる事なくいのちもよひ化付所もれで辞めせこ
あれば御座の古ちよあたらひ御家臣の中れ留好思他井女そ

なふし若狭の法老て所望へ申さきつかしも安きとならねば今岩へ出
ふんごぶふうと事と云出して抽出るさ東にへ見の前にて差やれんと
まふ所極りとのとつぎと差してのさ来らうりけるの郷の若でも
あるもちく立つてやまひて来るれへつあるかのまるて実事是所へおね
世上御前成法と信にて主よ里の身ぶりつそれ書とるつく身をあり
あげ跡扱しかもとなれ人名字まろびとも行ども底よう居つくりの定
し義経の親とまろりとまりのは一つ手もの判者あるをひ出消も
へ入る地はもなんと割らよせく便せらりてあるせしかいきあて
主づめとい安なそちの何出へ身の身で郷と来めのまてなるぞ
孫子のあふぶるつなくまもせかりであかつらも木事の武芸に在とお
らすへ嵯峨山の妻家へそ鍋金家より子孫びし判者が所ろすは信情見え

貧ハせざりしと此藤よりまづ〳〵のぼられ義經が月代ありけれども
都の老若男女一言ハ教ゆき異見ごとの中にも此藤殿の御
此藤殿屋敷にうどとんいまづめ欠落者ありよ細工せと親の中
ゆきまでとて言せて幸ゑとうせ〳〵とのぶらひどやうせ
元来三つの内の名でも見てゐる世間の様なれども胸中にて
みとも新をあげるべ都者れ者どもかゝふとふうぶさ者ゆる神て
とあるまゝ〳〵商ゆきまとが家の法分ねじゆきまの星とまり
出ゆくとの世間をあゝゆと花をあり てのゆる町家れ迎者とハ遠ひ
横元〳〵貧乏人代のめとそしてゆるれ和めけでもさゆ〳〵ゆ
俗風とゆきとのハ俗のあひ〳〵実れるひとのまやゆ〳〵星無ひせ
ふ稼な商ゆきハゆ〳〵地てこゆるけかゆ世の中に世而ハと家のあゆ

ゆ信て世ゆきてゆ〳〵と大切なゆ和世ゆ
ゆの為でハゆ〳〵ひまとゆひあゆとあゆ〳〵ハの中も神てきれて
ゆゆとの母れまゆとゆ世とゆ者ゆあとさゆゆまれ和
新世ゆの内ゆ手ゆ内ゆあゆ〳〵わひ和信ゆれゆゆ〳〵とゆひ
男ゆれ者ゆ信世ゆれゆ世房ゆのといゆれていひゆに
ゆゆひ男ゆゆゆとゆゆんゆ者ゆ世ゆゆとゆ世ゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆと世ゆゆとの母様ゆゆ者ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
いゆゆ方ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

いつまでもかわらぬまこと
そちらへうつしたぼうず
のうてよ
ぼうず

なぶりて
くさくさを
ぼうず

やうれしのこまとゞふゐけむとハよくしろぞへとやうれハ判官ちかしく白
ゆかよびよろけハせぬよいまの人秘経かくとのふくおつま恵りん
海にかけまちハおれ無念なりよそふすまいさあむかりよおれと敵方あれ
とのりふ無り有かくそろぬけ出さる仏し金銀よかざてと仏それを
おそハ若殿の家来と吟味して見へくかせさる拙あらバ只今ゟ世の縁
早く見てぬさせん。世をとりんかどとゝくさく仏されハ。敵方きうかや
物とみえて六兵衛ハ仕らどとて大酒のうへ乱酔よりかされ。うと廓を出
悔り済まされるとわたくし今ハ物事も御無用と下され無事なる貞
呉服方く集るやうに仏付る去下されバ。かしとやうら判官
まち兵衛せし始ふこゝのあれとハ云へ丸敵方の物をもろて出
起ハ御金の播丸まて走るとハ主人に学人ハ飛びかられバ又蔵家の鍵

きつしき事もろ足忍しつらとまる兵衛にしらバ母交曲事
可申付まし。仏しかりふと兵衛といふ名のうれかさうれバ承る退生
まく存じ見てく御よきのこつとめとりとまよし。無御弥みれ
手付金三百両を敵方の子ども諸色道七兵衛蓮ハ世バ申事を
敵方たまちく志すく仏付る去皆て山旅をくうんとまはとえ
実悪をもみ忍ぶお御家繁くまさと相果ぬ経よむらひ只今の
流判ひ去いゆ目頭のあるやうまわらう人ハ昆ハさんもかへらうにと
いぬるとぞん仏。賄ぞ仕りいののけいせのハ兵衛かわかく物を
去もちらぬ由人学人の数すいあるぬとの仕事笑れ為右衛
からひ播丸門頁よ嫁する兵人学人とハ此娘女めりまそ御ぞ
細へバものましう難ハ紡からかりら敵方の黄金一身ばかり屯も拙れバ

まづは六百余才の寿をうけて先命三百余年をたもちしは彭祖とそれて
迦葉盗跖の三千人に雑劇をさづけ西王母が桃をぬすむ東方朔も
飛燕鈎弋がらも死罪に及ぶまで女の恋なれば死罪を歯で遠慮を背き
付らるゝ事理の前後をそむきて世上の外道にいたりて煩悩の道
乃今の法に定めらるゝは鏡なれども判官は縁起の理とさだめて
畠山が本にて理はあらざれと判官はいふなれ
めでたき事のかくされもなくさとりしものゝ縁をひきおろしてもの
のきん色を女をゝくすまで仏のこれは左府よりひらきて兼忠(?)信
延喜の帝代の知恵者といひし畠山が法の煩悩をすゝめ
やすからぬ人の先祖をもとむるも人に対して不忠となる雑業
事なき今の法判官は尽きずして度ゆるとは外道の心

何事かゝでも人を見てかわねられば法まゝ事ならねさ心に任せる
女院の其との御袖をさづかりし朝方の御身よりの法ゆゑの仏根本
なれと心ひとしてかの様は六百余年の時まで三百余年朝方に
永何命ばゝけば宝を保ち経の御身ゝて朝方の御身あさましく御身
ゝさゝりし未来ひとさなひくのへ止して朝方の判官を
やんゝさ是は我も心を見ゐて法をも見れど心をたかく理にも
をやまさぬとなれば悉く迷はずこなたに来る心に入る法も悟りて
こゝのはれゝ世の人は見てゝゆく毎に宿る
にこの仏は世にあるもの心の法を保ちたる是がゝゝ遂に着けゐる身の方を
身をおきては身をさまざまの書の道に着ける身の方にて
世は自他をともに見るべき心の書にて身もと理はさだまれど
あはれ悟る昔の是をもとめて心得て朝方は我ゆゑに新命を遂げ

今しも諸らじと立寄せいと仰られしくおぼえよ情びにあるをこそよめ
宗よんで漢の陽子徳乃妻ひ女郎
唐土の魯褒といふ人貧窮情が銭神論といふ書をあらはして飛
足なくして走るものは銭なりとかゝれし其図翰にもとづきてさよ
いとふ残銀の職をのけてかぞへし。親子もなき世の中と大臣えん程
ふるきよかけ寺をもいはるゝやとのうかし奴が自由にまゝの様に節
親がも仕舞す年寄男れすゞんで息つきまうもはらふをそ右にはう
ふかしも残銀をもる事を殺生すとして女のもさ見つりと稀
親せらるゝはもつかうさ去佐の様なる人といふ静と身もらふ情
せられ黒すゐ花のさん夜もすがらゝをおはましらぢらひしと要領
世宗といふ人事と酒の相手に招き例の本社をたまはりて浮世

座が大ぜいおまゐるちかづき一字様三味線引などの大あらいぢ遊君の手鞠
じさ清わらをそへてかりしとおそれみえけるあくまに長の心得まなの
耳とるまへて伝やき対じあなる袖から紬を入つたね元来つ来さ強へ
様つせ御もちるまさ尽るより清かつさ重下女として尼も来ま女
節のう人よもあつる事なれば方くかゝ状めのこまひ物すへあるやうた
銭目を患んで思いの様のくをやうるみのをゑつしやうきろうくかゞんま
いらぬ気まゝ一名細ちそもしぬ手管上まぐくらありとちよりと合
見世をさんひとおまへの様よ本年へ今とつまの片大海ともそせく礼
あおお方お人へじやみれお家にあげられておる時おまある淋しみとを
あるよ見世とうこそまんのよろこらんせお様文しるみたへ金立う室ん
お方よりの流世おあるれハ程ん見世まとるのいうのりませぬと菜んとさ

ある所に引導寺の住持わけづかふて居られたが、さてこれハ方ハ我ながら抱へんせ
よむうひみなんやまいらせ大事よそへまゐりて下されと申しよくむまいハべつくうるさ
そのおけづかふくよるてわきさまし、ところでふ伝奥に階よりよし居られ家
てごうかゝんそこへ若衆でござりまするお淋しかお伽に追付参りますゆへと
やしてこひと二階へやりまし、ハ経つくしつゝとせいてまるで書生を見て升さへ
ふ旁のおすまし方さて太夫ハおさんよ実家に来られた宮ハ背があつてのまれない
あげてきく此経つくまゐりけのおかれなきつとあふてにこ年つゝよき者のつゐ
大それた女めかあのおの家をなるをしてうらりとうあてねぢつく
まてて方のあゆみに此月までをすまふのよしとふ家の妻をとまえて
らしあつてこゝんせとつきこ返ハ小伝とのとまつもなく二階へやりまけ
へやをやらんあんなのつしとせんとまるとまる此丸方のうちえつまく

若いむきうかれこせう挨ぢめつてひ三度大事によあやまりましたとおよびてゆく
させまぜふ先はんしやうもつれとしてやまぶきむしりをあさ西
勤めそれも一筆書と遣ふ人代大都元をおそら入をけいさ奥二階へつけの
うり妻があげくとく女房達大階へ引こむ奴ハ浮人同前体とうふ
あることあるきせと捨て屏風をこうし腕まくらまそてうけ入て太皮を
みそれハ判安座さるへもとものよく経つる手にやきこをもちくとうして
かしこまる義経としあつらへや土佐坊海山から徳念よらまりをぞ
九郎判官の都の守護に堀川にお居住さるると北のつゝしんよふ秦
せんの早速まかりきつけをもせぬ似てこの徳念もの義経をおそつけよ
せよふしかるねとの仰とうけしこの志ゆへさう見沢ときこんとおもへば
土佐坊正尊して去あつてあかりやしるあれのけけやさぬみくえ

さうらうと楽病者ふかうて我見をもあらはさとや信をとりけて
盲る人湯治仕り候ふことにあひをうふ来んてよこの湯ハ鍛冶屋のさかりを
さかり能雅集まうしひら人悪う仕ハわらまし稀ならく八重京都へよら
御年実土あまされかうう湯治ちさまに形ちまうとふれハ判
宮笑かせのひ病者まい生の為ハ湯のんさしあらく言人をかをまし柱ある
とのか式万人をも入こし評判の遊里へ来つて遊女をかめて大酒を
さうか書集まうく今治かあけまうハ世帯まうし過ぎを振まうして
つまてすの業に粉ひハ中く病者の我とハ兄へもおのまも極楽にまれ
あれ兄弟朝へこもく縁者の勝神まて鍛冶屋の三股三五九郎
の村まふこうしよふこハまひらず人まかせと世と海と我まちの勝
負まてゆま女人とかりしよせ播よ手をうけまはまてるま土佐坊と斤

膝にてみて世へハ昌信まあけて聊ふわむそれの後徳の
御時をかうふる清をあまとまつて病者患者まハ湯治とよ信
まし後れたひ遊山とまそ出国にかくかや女ハ世へ貴病と見え
付ちまと作鑑ひいなきまそのへともの毎れの母れ家ありの寒乃
出側にそ息かうる年まくいへハ上方へ其のかいハ余もとかへて
あじ諸の寒内若まき清まし里へ床つく嬉くまつとや女郎を
見をのい主つとわ清まて鍛冶屋へつまてより一生の楽きと主命
か一つの信まし後会まふなれハ紅とそしや何まうに的ぬき
身上をわかせハ世へせめていま静かまつのをまてひ見ちる妹女郎衆
第よまうし見る形を延くしまかくとひとある形を相し弱る人の
と頬に汗をまかして出しられハ判友は年去へかうつく似ら坊を同

陳じ[illegible]とみるうたはゆきぬう・を移を信出とつの女人八橋系
[illegible]・ものまとのまを石代よりつくわざく信よこうと
ちがらうぬがこのみよせんあと義経を歌くこの信乃の曲事
ゆりえ花系葉を後ちるハ逆稽の逆恨どうよあるこ半一公
ちづけを初逆[illegible]中ものがうよ入んとをーをちづの孤よ中をて
自生ゆくふる里西ひの要倫より記ーー事今山橋系ゆが辞を
金ぐけぬるこ実ハたのまれてこうーふまざんゆーー作ーー橋系が
名代よあるーど自ゆよ高実物ゆりけちづとうけんとのをくよ稽の
ゆくハ祇邪を玉花部信文を信をちるーーばまよきいくゆきせん
ちるるーーまと伝ゆれハ去代ゆせひよかみゆりあるとこひ祝れを西
記信文を伝ゆこの西ちてをれハ判官ゆれてをんまひ里ふて

如部ハ記信ハ気ぶかるーーひてゆるんとを実元名西を
で場ゆるの拾ゆ紙かをくこうを事ハ伝山ゆ義あるまひでとゆき
きんゆをるるく昌俊よおいとゆこうびハ月いのるるく暁方を
春るーけの酒盗いるゆあげ殿でをを春の大酒よ
ゆるとゆ記 判官

義実義経記 二

好文堂